**１問目**　空き地等の雑草の除去に関する条例制定をについて質問します。空き地や田畑の荒廃地において、雑草が繁殖し近隣住民に迷惑をかけたり、環境や身体に影響を及ぼさないように取り組む必要があります。私のところに市民の方から隣接の田畑等の草が伸びて困っているからと連絡があり現場を確認し、担当課から地権者にお願いをしてもらったり、不動産管理看板がかかっているところなどは管理会社に連絡をしたりしているが、十分な管理はできていないのが現状である。空き地・田畑の雑草が生えないように管理をしてもらうためにも以下のことについて市長に伺う。

１　空き地での雑草については、担当課にも市民からどうにかしてほしい連絡はあると思うが、どのような対策をしてきているのか。

２　田畑での雑草についても空き地と同じことではあるが、どのような対策・取り組みをしてきているのか。

３　雑草等についての条例制定をしている市町は全国で数多く制定している。予防対策の一つとして考えていくことでの取組として、東かがわ市も条例制定するべきと考えるが、このことについて答弁を。

**答弁**　近年「隣の土地に雑草が繁茂し、害虫などが発生して困っている」等の相談が寄せられている。土地所有者若しくは管理者が責任をもって周辺に悪影響を及ぼさないように責任をもって管理し行くのが原則ではある。市外県外に在住していることで把握していないことが多く、年間に１００件ほどの相談があり改善の指導を行っている。

　　田畑については、農業委員会の職員等が現地確認を行い、地元農業委員さん等により口頭・文書で指導はしている農地パトロールなどを行い発生防止や解消に向けた積極的な取り組みを行っている。

　　条例制定においては、他の自治体においても人口の多い少ないは関係なく雑草問題に苦慮しているとのことではある。相談の大半は「指導」「勧告」で解決をしてきてるとのことであり、本市も指導体制は同じであることから「環境美化の促進に関する条例」に基づく指導体制で、適切な管理指導を行い努めてまいりたい答弁であった。

**２問目**　　空き家の売却時の下限面積緩和について質問をします。

平成２６年に空き家対策に関して、空き家の売買時についている田畑の下限面積を下げられないか質問をした。また、最近においても同僚議員が質問を行いました。私の時には、市独自での取り組みについては困難であるとの答弁であった。その後新聞等によると、福岡県朝倉市や三重県大台町では１アールに、兵庫県佐用町や佐賀市においては０．０１アールにまで下限面積を下げるなど、空き家とセットで農地を取得する場合に、農地法の改正により農業委員会において下限面積を緩和する事例が急増している。下限面積について次の事について伺う。

1. その後は検討したことがあるのか、ないのか。
2. 全国事例を見ての判断をどうとらえているのか。

伺います。

**答弁**　農地法第３条の農地取得下限面積要件を引き下げることについて、平成２１年の改正によって農業委員会の判断でできるとなっている。その後下限面積については、情報収集を行い幾度となく協議は重ねてきているし、全国的な動きとなりつつあることも承知もしている。

今回の事例的なものは、本来の農地法の主旨である農地の有効活用とは少し違った考えのものと考えています。移住定住を促進するために空き家の所有者である売り手の意向を反映したものである。

本市としては、農地の利用集積を促進している観点から下限面積については慎重に検討するべきと考えています。例外として下限面積に満たなくても農地収得が可能な場合もありますから、相談をで対応できるものと考えていますの答弁でした。